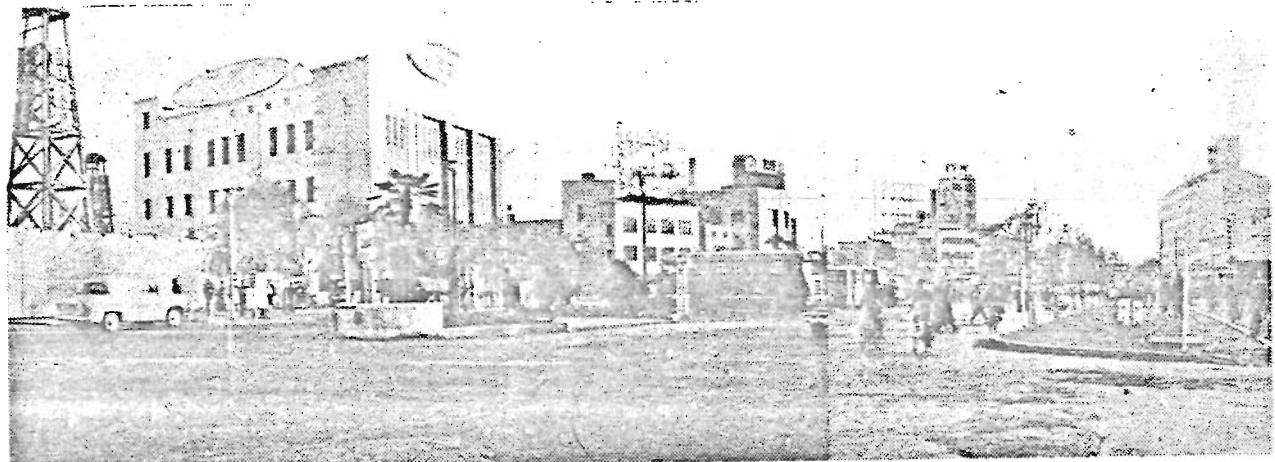


# 新春豊島区政のお知らせ



(伸びゆく城北の玄関池袋駅前)

## 区役所各課取扱事務の概要

本区区政の運営は九課一室及び教育委員会事務局によつて行われ、その取扱事務は次の通りであります。

### 一、総務課

昭和三十一年元旦に当たり、三十万区民各位の御健康と御多幸をお祈り申上るとともに、区政の概要を御報告申上ます。

昭和三十一年元日

東京都  
豊島区長  
**木村秀崇**

面積	一二、九六平方キロ
人口	三〇一、〇一六名
男	一五三、五一二名
女	一四七、五〇四名

(昭和三十一年十二月一日現在)

一、財務課  
区の予算編成、経理、物品材料の調達、工事請負契約等に関する事務を取扱います。

一、自治振興課  
区役所出張所、区政の周知徹底、貯蓄奨励、自衛隊募集等に関する事務を取扱います。

一、税務課  
特別区民税、自転車荷車税、大税の賦課徵収並に税外収入納税貯蓄組合に関する事務を取扱います。

一、民生課  
戸籍、住民登録、外国人登録、印鑑証明、軍人恩給、公益質屋、授産場法律、結婚、母子衛生、厚生相談等に関する事務を取扱います。

一、戸籍課  
戸籍、住民登録、外国人登録、印鑑証明、軍人恩給、公益質屋、授産場法律、結婚、母子衛生、厚生相談等に関する事務を取扱います。

一、商工課  
米穀の配給、登録、粉食援助、商工相談、広報宣伝、展示会、見本市、講演、講習、其の他商工業振興事業、農地の地目変換、海外移住手続(ラジル農業移民)、アメリカシロヒトリ防除、計量器、狩獵、観光、商工連合会、商店街連合会等に関する事務を取扱います。

一、土木課  
道路、橋梁、河川、溝渠、公園、公共便所、清掃、体育場等維持管理の事務を取扱います。

### 一、建築課

建築確認、工場公外電力証明、建築土地相談  
地代、家賃統制等に関する事務を取扱います。

### 一、收入役室

金庫、区有財産及び營造物の管理並に処分、  
物品の出納保管等の事務を取扱います。

### 一、教育委員会

区立小中学校、養護学校の管理、教職員の  
福利、社会教育及び社会体育に関する事務を  
取扱います。

### 一、区役所出張所

区内を九つの地区に分けて第一から第九まで  
の区役所出張所がおかれ、区役所の事務の  
うち区民の日常生活に關係の多い事務を取扱  
っています。

(取扱事務及所在地等は四頁に掲載)

外に区役所内には区政運営上の重要事項を  
議決する区議会の、一切の事務を取扱つて  
いる区議会事務局があります。

### 一、各種相談所

区役所内に次の各種の相談所が設けられ、  
専門の相談員が無料で相談に応じています。

#### 1、税務相談所

(毎日)

#### 2、法律相談所

(毎週水曜)

#### 3、結婚相談所

(毎日)

#### 4、母子相談所

(毎週月、水、金曜)

#### 5、商工相談所

(毎週火、金曜)

#### 6、戸籍相談所

(毎日)

#### 7、建築土地相談所

(毎日)

#### 8、更生相談所

(毎月曜)

本区の中心たる池袋一の七一六(区役所裏)  
に位し、鉄骨鉄筋コンクリート造三階建延五  
一九坪余の近代的感容を誇り、舞台、脇花道、大  
道具室、控室、浴室舞台照明、売店等を完備  
し、都下屈指の公会堂であります。

### 一、豊島公会堂

### 一、豊島振興会館

豊島公会堂附屬会館にして二階建延五九〇  
リート造にして、結婚式場、図書室、集会場、  
会議室、食堂等完備し公会堂と並び豊島の文  
化の殿堂として誇り得るものであります。

余坪の近代建築の粹を集めた鉄骨鉄筋コンク  
リート造にして、結婚式場、図書室、集会場、  
会議室、食堂等完備し公会堂と並び豊島の文  
化の殿堂として誇り得るものであります。

### 總務課

### 一、寄附募集について

寄附募集については「金銭物品等の寄附募  
集に関する条例」の定めるところに従い、  
募金開始日の十日前迄に募金区域が区内の  
場合は区長宛、区域が二区以上にわたる場  
合は都知事宛の募金許可書を給付課給付係  
え提出して許可を受けねばなりません。ま  
た区内だけの募金でその金額が三十万円を  
超える場合は、別に定める募金審査委員会  
の審査に附することになります。

一、選舉人名簿について

各種選舉に使用する選舉人名簿には、基  
本選舉人名簿と補充選舉人名簿の二種があ  
ります。

基本選舉人名簿には、毎年九月十五日現  
在で、二十三区通算、三ヶ月の住所要件及  
びその年の十二月二十日で満二十年になる  
日本人で欠格事由に該当しない方が登録さ  
れます。

補充選舉人名簿は、本人の申告により、  
選舉の行われる都度作成するもので基本選  
舉人名簿作製後、新しく選舉資格ができる  
た方及他の転入した方を登録します。  
これらの名簿には、いづれも総覧期間が  
あつて、名簿に登録されない方は登録の申  
出することができます。

選舉権のある方でも、これらの名簿に登  
録のない方は投票できません。

### 一、区民の要望処理について

区役所で直接扱つてないが、区民に極  
めて密接な関係にあるガス、電気、水道、  
汲取り等のことについて、皆様の御要望を  
承り、関係者に連絡の上善処することにな  
っていますので御遠慮なく御申出下さい。

### 財務課

### 一、区財政のあらましについて

区行政の円滑なる運営は、その財政需要  
の合理的な編成と経済的な執行によるも  
のであります。区財政の現状については、毎年度二回に  
涉り別途公表いたしておりますが、この機  
会に改めにその概要をお知らせし御参考  
に供したいと思います。本年度当初予算額  
は四六八、三七一、三六〇円で、その後四  
次に涉り総額一四五、五二五、五四三円を  
追加計上し、十二月一日現在における予算  
額は六一三、八九六、九〇三円となつて  
おります。

本予算は全般を通じ極力不急不用の経費  
を削減して経費の膨脹を抑制し、区民生活  
安定のため、行政の重点的効率化を図つて  
健全な区財政を運営いたすべく努力したの  
であります。その内容については次の通り  
であります。

議会費 区役所費 土木費 教育費 文化体育費 民生農業費 産業経済費 地方振興費 選舉費 統計調査費 監査委員費 徴税費 戸籍費 住民登録費

二七、一九五、〇六八円  
一四八、九八四、一四八円  
三四、二四九、九二八円  
三一五、三〇七、六七四円  
一、六九四、六九〇円  
一七、八四七、〇九五円  
一、〇六七、一七〇円  
二、七〇一、八五〇円  
九、三一七、一〇七円  
二、三四九、一六〇円  
六〇九、三四〇円  
八、四八五、七八五円  
六七四、九四七円  
九六二、四〇〇円

公館費	諸支出金	七〇、九三、二八五円
歳出合計	予備費	五、〇〇〇、〇〇〇円
六一三、八九六、九〇三円		

何卒区民各位におかれても、区錢入の  
宗をなす区税の重要性を更に認識下され、  
区政の伸張発展に深い御理解と御協力を切  
にお願いいたす次第であります。

特別会計におきまでは二会計あります  
が、公益質屋事業会計は、本年度は拘込公  
益質屋を新設し、既設門出町の三ヶ所で  
開設し、その事業費は三七、八一四、四三六  
円であり、商工融資事業会計は区内中小商  
工業者の事業經營に必要な開金の融資をも  
つて、本区商工業の伸展に資する目的で前  
年同様五、二五〇、〇〇〇円計上いたしてお  
ります。

特別会計におきまでは二会計あります  
が、公益質屋事業会計は、本年度は拘込公  
益質屋を新設し、既設門出町の三ヶ所で  
開設し、その事業費は三七、八一四、四三六  
円であり、商工融資事業会計は区内中小商  
工業者の事業經營に必要な開金の融資をも  
つて、本区商工業の伸展に資する目的で前  
年同様五、二五〇、〇〇〇円計上いたしてお  
ります。

ここで本区においては区政を末端まで徹底さ  
せると共に、その運営を効率的に行うため  
出張所の地域毎に区民の代表である区議会  
議員を中心に、之に各層の代表者を含め昭  
和二十四年に地区委員制度を設置し、毎月  
地区委員会を開催の上、区政の周知徹底と  
大方の要望に応え誠に好評を博しております。  
その後半段を経た同年十月更に進んで  
地区協力員に委嘱し、区政の伸張发展を國  
とて各地區の徳望ある有識者の参加を得  
て概ね七十五世帯に一名の割合を以て区政  
地区協力員に委嘱し、区政の伸張发展を國  
りました。現在地区委員は一八四名区  
政地区協力員一〇四七名が夫々委嘱せられ

### 一、自治振興課

民主的な区政を行ふには一般区民の深い  
理解と協力によらなければなりません。そ  
こで本区においては区政を末端まで徹底さ  
せると共に、その運営を効率的に行うため  
出張所の地域毎に区民の代表である区議会  
議員を中心に、之に各層の代表者を含め昭  
和二十四年に地区委員制度を設置し、毎月  
地区委員会を開催の上、区政の周知徹底と  
大方の要望に応え誠に好評を博しております。  
その後半段を経た同年十月更に進んで  
地区協力員に委嘱し、区政の伸張发展を國  
とて各地區の徳望ある有識者の参加を得  
て概ね七十五世帯に一名の割合を以て区政  
地区協力員に委嘱し、区政の伸張发展を國  
りました。現在地区委員は一八四名区  
政地区協力員一〇四七名が夫々委嘱せられ

区政上の重要な一翼として本区発展の一大推進力となつて活躍して居ります。

区内各位におかれても本制度を充分御認識御理解を頂き、区政における諸般の要望その他が御座いましたら、御近所の地区委員若しくは地区協力員に御遠慮なく御申越下さい。皆様の尊い御意見を切にお待ちいたしております。

尙最近各地域に繞々と結成を見ておる自治会も区政の周知徹底に大いに御協力をいたゞけるものと期待し、それの育成に大きな関心を寄せると共に、増え自治会の誕生を望んでもあります。

#### 一、区政公報とは

毎月一回当面せる区政上の重要な事項とか、事務事業をわかり易くお知らせし、区内各位の御理解を頑うため五、〇〇〇部を印刷の上区政地区委員、同地区協力員には勿論、衛生相談員等又各官公署、学校、出張所窓口を通して配布致しております。

区内各位にも是非御覧いたゞき区政えの特段の御理解と御協力をお願ひいたします。

### 税務課

区の歳入予算の大半は区内の皆さんに納稅していただく区民税をはじめとし、自動車荷車税、犬税等の区税の收入で賄はれておることは申すまでありませんが、この機会に十一月三十日現在における収入状況を御参考に申上げますと、先ず区民税の予算額三五四、八二七、一一三円に対し、収入済額一六五、四五〇、三四〇円収入率四五%、自転車荷車税予算額七、〇〇、八一〇円、収入済額六、八三九、三九六円収入率、四%強の成績を示し、大体前年同期と比較し、同様の成績であります。本年度下半期はこの上とも納稅者の皆さんの御理解と御支援を得て、好成績があがりますよう一段

の御協力を願いする次第であります。

納稅については種々御事情もあること存じますが、なるべく納期内完納に、一層の御協力を願いいたします。

#### 一、区民税について

##### (1)個人の申告方法

豊島区内に住所を有しておつた個人及び住所を有しなくても、区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する方は、毎年三月三十一日までに、個人申告書を区役所に提出しなければなりません。申告用紙は出張所を通じ、戸別に配付することになつておりますが万一配布渡れのときは税務課又は最寄の出張所で御受取り上、必ず期限までに申告して下さるようお願いします。

##### (2)納期

第一期	六月三十日
第二期	八月三十一日
第三期	十月三十一日
第四期	一月三十一日

#### 二、自転車荷車税について

##### (1)税額と納期

四月一日現在自転車又は、荷車の所有者に一台につき、左記の通り年税額が課税され、納期限は五月三十一日ですが、四月二日以後新に取得された者には、翌月から翌年三月迄を月割課税とし届出と同時に納めていただくことになつております。

##### イ、原動機付自転車

総排気量が五〇CC以下のもの 年額五百円、総排気量が九〇CC以下のもの年額八百円、総排気量一二五CC以下のもの年額一千円

三輪車 年額 三百円  
自転車 年額 二百円

ロ、荷積牛馬車

荷積大車及び大型リヤカー

年額 四百円

荷積小車及び小型リヤカー 年額 二百円

四月一日現在、犬を所有する者に対し、一頭に付 年額三〇〇円が課税され、別に登録手数料として三百円を納めていただることになります。

#### 三、犬税について

四月一日現在、犬を所有する者に対し、一頭に付 年額三〇〇円が課税され、別に登録手数料として三百円を納めていただることになります。

#### 四、納稅貯蓄の現況と將來について

納稅貯蓄組合法が施行されてから、本区内では既に八〇組合が設立されておりますが、どの組合も、逐次その成果が挙りつゝありますことは、納稅者である組合員各位の御協力によるものであつて、深く感謝しております。

常日頃、納稅に備えての貯蓄で楽くに納稅されるために、この組合を全地域に或は業態別にそれ／＼組合を設立されるよう期待いたしております。専設立の方法や手続など、一切を専務幹事において取扱つておりますから詳細は専門会社へ下さい。

納稅は日掛、月掛、心掛け等の機会もあります如く、これに備えて一日も早くこの組合を設立されるよう望んでおります。

一、取扱事務の概要

区内の福利、遺族、留守家族及生活困窮者、身体障害者の授産、軍人恩給、生活扶助組合、青少年問題協議会、公益質屋、授産場、法律結婚、母子、衛生、更生相談等に関する事務、寄付登録

### 民 生 課

区内の福利、遺族、留守家族及生活困窮者、身体障害者の授産、軍人恩給、生活扶助組合、青少年問題協議会、公益質屋、授産場、法律結婚、母子、衛生、更生相談等に関する事務、寄付登録

に於いて開設されています。  
費用は一切無料で、専門の係員が親切に相談に応じております。区内の皆様の御利用をお待ちしております。

法律相談 每週水曜日午後一時から午後四時まで

母子相談 (末亡人相談)  
毎週月、水、金曜午後一時から午後四時まで

更生相談 每週月曜日 午後四時まで  
青少年防犯予防、更生に関する相談

四、公益質屋

池袋公益質屋 池袋一ノ三四ノ一  
電話(97)九四七七  
日出町公益質屋 日出町一ノ一六七  
駒込公益質屋 駒込四ノ一五  
電話(94)二八一一

三店舗共貸付限度は一世帯について八千円以内、貸付利率は一ヶ月について三分、流質期限は契約の日から四ヶ月で新規契約の際は米穀通帳等住所を確認出来るものが必要です。

作業は普通一般内職で一応共同作業の形態を採っていますが、軽易なものは自宅に持帰つても出来ます。

内職を希望される方は最寄りの授産場を御利用下さい。

#### 五、授産場

池袋一ノ五

電話(97)一八七八

長崎二ノ三七

作業は普通一般内職で一応共同作業の形態を採っていますが、軽易なものは自宅に持帰つても出来ます。

内職を希望される方は最寄りの授産場を御利用下さい。

衛生相談員 四、〇〇〇名、衛生消毒推進委員十名を中心として昭和二十六年以来、『衛生豊島』の建設に推進してまいりました結果、本区の衛生状態は一新いたしました。

事業内容は昆虫の駆除、雑草の刈取、下

ブの浚渫、溜水の排水、麗芥焼却堆立、消

豊島振興会館 A棟中二階に、日曜祭日を除き毎日午前十時より午後三時迄開設され申込其の他費用は一切無料で、専門の担当者が親身になつて御相談に応じております。お気軽にどん／＼御利用下さい。

三、法律、母子、更生相談所

各相談所は次の日程で区役所内婦人会館

毒剤の散布等を行なつております。今後も区と衛生相談員の連絡を密にし一層の御協力をお願ひいたします。

**七、畜犬登録について**

犬を飼育されている方は毎年四月一日に犬の登録替えをすることになつております。三十年度の登録をされていない方は、至急登録をして鍵札を受けて下さい。この手続を怠つておりますと、狂犬病予防法に基づき三万円以下の罰金に処せられことがあります。

八、その他福利厚生事業として次の事業を実施しております。

(1) 貸付ミシン  
対象 生活にお困りの方。  
(2) 敬老会  
対象 区民にして七十才以上の方。  
(3) 成人職業学校  
対象 区民並に区内に勤務されている方を対象として開設しております。年二回

(4) 生業資金の貸付  
内職補導を目的とし開設。

(5) 民生委員推薦会  
(6) 都民葬儀券の取扱  
(7) 第二種都営住宅申込受付

## 戸籍課

### 一、戸籍謄本、抄本、記載事項の請求に

ついて  
本籍地の区役所又は役場に請求します。手数料は一枚につき(記載事項証明は一件につき)三十円で全国同一です。郵便で請求する場合は、手数料の外に返送料郵便切手を添えて下さい。

毒剤の散布等を行なつております。今後も区と衛生相談員の連絡を密にし一層の御協力をお願ひいたします。

**七、畜犬登録について**

犬を飼育されている方は毎年四月一日に犬の登録替えをすることになつております。三十年度の登録をされていない方は、至急登録をして鍵札を受けて下さい。この手続を怠つておりますと、狂犬病予防法に基づき三万円以下の罰金に処せられことがあります。

八、その他福利厚生事業として次の事業を実施しております。

(1) 貸付ミシン  
対象 生活にお困りの方。  
(2) 敬老会  
対象 区民にして七十才以上の方。  
(3) 成人職業学校  
対象 区民並に区内に勤務されている方を対象として開設しております。年二回

(4) 生業資金の貸付  
内職補導を目的とし開設。

(5) 民生委員推薦会  
(6) 都民葬儀券の取扱  
(7) 第二種都営住宅申込受付

### 一、住民登録の届出について

転入届は、他地区又は他府県から転入した場合に。転居届は、区内間で異動した場合に。変更届は、同番地内に新世帯をつくったときや、世帯主を変更した場合に。十四日以内に区の出張所へお届け下さい。国外移住届は、国外に移住する目的で住所を去る方は、あらかじめ国外移住届をしなければなりません。

### 一、住民票謄本、抄本、記載事項証明、その他諸証明の請求について

住所地の区の出張所に請求します。これは昭和二十七年七月から出来たもので入学、就職、扶養家族の証明等その他本籍、居住を証明する場合に便利です。手数料そ

の他は戸籍の場合と同一です。

**一、印鑑届について**

新しく印鑑を届けられる方は、豊島区に住所を有する方で、新に印鑑届をされる方は、所轄の区の出張所に届出をして下さい。届書には、連署人が必要で連署人は、既に豊島区に印鑑届のしてある印で連署しなければなりません。この場合、同一区域で請求する場合は、手数料の外に返送料郵便切手を添えて下さい。

## 商工課

### 一、印鑑届について

新しく印鑑を届けられる方は、豊島区に住所を有する方で、新に印鑑届をされる方は、所轄の区の出張所に届出をして下さい。届書には、連署人が必要で連署人は、既に豊島区に印鑑届のしてある印で連署しなければなりません。この場合、同一区域で請求する場合は、手数料の外に返送料郵便切手を添えて下さい。

### 一、商工融資について

本区に於ては昭和二十八年以来、区内中小商業者の事業経営に必要な事業資金の融資を行つております。この融資は中小商業者の自己資本と相俟つて健全なる経営態勢を整え、本区商業の伸展に資せんとするものであります。

(1) 借入申込の資格  
(2) 借入申込の資格  
(3) 所要経費  
(4) 其の他の申請、申請合は、商工課(電話(97)二〇二七)にお願い致します。

**一、戸籍の届出について**

出生届は、医師又は、助産婦の出生証明母子手帳を添えて十四日以内に。死亡届は、医師の診断書を添えて七日以内に。婚姻届は、期間は定めていませんが、結婚式と同時にする方が理想です。届出をしない夫として、妻としての権利が主張できません。生れた子供は嫡出子となりません。

人は、委任状があつても認められません。ゴム印、三文印又は、磨滅等のため廻合に困難なものは届出できません。死亡届は、死亡届に改印又は、紛失された方は、改印したい場合、旧印と新印を併せて届書に押印し、所轄の区の出張所に改印届をしなければなりません。

(1) 終失届の場合は、届書に旧印の紛失、の旨を附記して、新規の届出と同様に、所轄の区の出張所に改印届をしなければなりません。

(2) 改印した場合、

(3) 申込場所、区内商工課

(4) 保証人、二人以内連帯保証人

(5) 担保を繳する場合は不動産、有価証券

(6) 返済方法、日払、月払

(7) 特別区民税の完納者。

(8) 送興農業関係事業を除く他の業種。

(9) いるもの。

(10) 期間安利子、六ヶ月以内、日歩三錢

(11) 保証人、二人以内連帯保証人

(12) 担保を繳する場合は不動産、有価証券

(13) 返済方法、日払、月払

(14) 特別区民税の完納者。

(15) 送興農業関係事業を除く他の業種。

(16) いるもの。

(17) 期間安利子、六ヶ月以内、日歩三錢

(18) 保証人、二人以内連帯保証人

(19) 担保を繳する場合は不動産、有価証券

(20) 返済方法、日払、月払

(21) 特別区民税の完納者。

(22) 送興農業関係事業を除く他の業種。

(23) いるもの。

(24) 期間安利子、六ヶ月以内、日歩三錢

(25) 保証人、二人以内連帯保証人

(26) 担保を繳する場合は不動産、有価証券

(27) 返済方法、日払、月払

(28) 特別区民税の完納者。

(29) 送興農業関係事業を除く他の業種。

(30) いるもの。

(31) 期間安利子、六ヶ月以内、日歩三錢

(32) 保証人、二人以内連帯保証人

(33) 担保を繳する場合は不動産、有価証券

(34) 返済方法、日払、月払

(35) 特別区民税の完納者。

(36) 送興農業関係事業を除く他の業種。

(37) いるもの。

(38) 期間安利子、六ヶ月以内、日歩三錢

(39) 保証人、二人以内連帯保証人

(40) 担保を繳する場合は不動産、有価証券

(41) 返済方法、日払、月払

(42) 特別区民税の完納者。

(43) 送興農業関係事業を除く他の業種。

(44) いるもの。

(45) 期間安利子、六ヶ月以内、日歩三錢

(46) 保証人、二人以内連帯保証人

(47) 担保を繳する場合は不動産、有価証券

(48) 返済方法、日払、月払

(49) 特別区民税の完納者。

(50) 送興農業関係事業を除く他の業種。

(51) いるもの。

(52) 期間安利子、六ヶ月以内、日歩三錢

(53) 保証人、二人以内連帯保証人

(54) 担保を繳する場合は不動産、有価証券

(55) 返済方法、日払、月払

(56) 特別区民税の完納者。

(57) 送興農業関係事業を除く他の業種。

(58) いるもの。

(59) 期間安利子、六ヶ月以内、日歩三錢

(60) 保証人、二人以内連帯保証人

(61) 担保を繳する場合は不動産、有価証券

(62) 返済方法、日払、月払

(63) 特別区民税の完納者。

(64) 送興農業関係事業を除く他の業種。

(65) いるもの。

(66) 期間安利子、六ヶ月以内、日歩三錢

(67) 保証人、二人以内連帯保証人

(68) 担保を繳する場合は不動産、有価証券

(69) 返済方法、日払、月払

(70) 特別区民税の完納者。

(71) 送興農業関係事業を除く他の業種。

(72) いるもの。

(73) 期間安利子、六ヶ月以内、日歩三錢

(74) 保証人、二人以内連帯保証人

(75) 担保を繳する場合は不動産、有価証券

(76) 返済方法、日払、月払

(77) 特別区民税の完納者。

(78) 送興農業関係事業を除く他の業種。

(79) いるもの。

(80) 期間安利子、六ヶ月以内、日歩三錢

(81) 保証人、二人以内連帯保証人

(82) 担保を繳する場合は不動産、有価証券

(83) 返済方法、日払、月払

(84) 特別区民税の完納者。

(85) 送興農業関係事業を除く他の業種。

(86) いるもの。

(87) 期間安利子、六ヶ月以内、日歩三錢

(88) 保証人、二人以内連帯保証人

(89) 担保を繳する場合は不動産、有価証券

(90) 返済方法、日払、月払

(91) 特別区民税の完納者。

(92) 送興農業関係事業を除く他の業種。

(93) いるもの。

(94) 期間安利子、六ヶ月以内、日歩三錢

(95) 保証人、二人以内連帯保証人

(96) 担保を繳する場合は不動産、有価証券

(97) 返済方法、日払、月払

(98) 特別区民税の完納者。

(99) 送興農業関係事業を除く他の業種。

(100) いるもの。

(101) 期間安利子、六ヶ月以内、日歩三錢

(102) 保証人、二人以内連帯保証人

(103) 担保を繳する場合は不動産、有価証券

(104) 返済方法、日払、月払

(105) 特別区民税の完納者。

(106) 送興農業関係事業を除く他の業種。

(107) いるもの。

(108) 期間安利子、六ヶ月以内、日歩三錢

(109) 保証人、二人以内連帯保証人

(110) 担保を繳する場合は不動産、有価証券

(111) 返済方法、日払、月払

(112) 特別区民税の完納者。

(113) 送興農業関係事業を除く他の業種。

(114) いるもの。

(115) 期間安利子、六ヶ月以内、日歩三錢

(116) 保証人、二人以内連帯保証人

(117) 担保を繳する場合は不動産、有価証券

(118) 返済方法、日払、月払

(119) 特別区民税の完納者。

(120) 送興農業関係事業を除く他の業種。

(121) いるもの。

(122) 期間安利子、六ヶ月以内、日歩三錢

(123) 保証人、二人以内連帯保証人

(124) 担保を繳する場合は不動産、有価証券

(125) 返済方法、日払、月払

(126) 特別区民税の完納者。

(127) 送興農業関係事業を除く他の業種。

(128) いるもの。

(129) 期間安利子、六ヶ月以内、日歩三錢

(130) 保証人、二人以内連帯保証人

(131) 担保を繳する場合は不動産、有価証券

(132) 返済方法、日払、月払

(133) 特別区民税の完納者。

(134) 送興農業関係事業を除く他の業種。

(135) いるもの。

(136) 期間安利子、六ヶ月以内、日歩三錢

(137) 保証人、二人以内連帯保証人

(138) 担保を繳する場合は不動産、有価証券

(139) 返済方法、日払、月払

(140) 特別区民税の完納者。

(141) 送興農業関係事業を除く他の業種。

(142) いるもの。

(143) 期間安利子、六ヶ月以内、日歩三錢

(144) 保証人、二人以内連帯保証人

(145) 担保を繳する場合は不動産、有価証券

(146) 返済方法、日払、月払

(147) 特別区民税の完納者。

(148) 送興農業関係事業を除く他の業種。

(149) いるもの。

(150) 期間安利子、六ヶ月以内、日歩三錢

(151) 保証人、二人以内連帯保証人

(152) 担保を繳する場合は不動産、有価証券

(153) 返済方法、日払、月払

(154) 特別区民税の完納者。

(155) 送興農業関係事業を除く他の業種。

(156) いるもの。

(157) 期間安利子、六ヶ月以内、日歩三錢

(158) 保証人、二人以内連帯保証人

(159) 担保を繳する場合は不動産、有価証券

(160) 返済方法、日払、月払

(161) 特別区民税の完納者。

(162) 送興農業関係事業を除く他の業種。

(163) いるもの。

(164) 期間安利子、六ヶ月以内、日歩三錢

(165) 保

区役所  
(池袋)

役員  
代表

財務課  
八〇六五  
自治課  
五〇二一  
商工課  
一〇二七  
教育課  
三七三二  
豊島

事務局  
一一〇四五  
西  
公会堂  
五六八

又図書館の建設は、要町小学校、巣鴨小学校は既に完成し、池袋第二小学校は現在建築中で二月中旬には竣工の予定であります。

## 一、米穀の配給について

現在区内に一五八の主食小売販売業者があり、これらの小売業者が卸売業者より購入する米穀の割当及小売業者が皆様に配給する業務の指導監督を致して、配給業務に遺憾のない様に致して居ります。

### 其の他

区内優良生産品展示会、各種製品見本市の開催、商店販賣会、商店指導者講習会、商工業者を対象とする講習会等を開催して生産技術の向上と販路の拡張を図り、商工業の振興に資して居ります。尙農地の地目変換、観光事業、海外移住(ラジル農業移民)狩獵、商工連合会、商店街連合会等に関する事務を取扱つて居ります。

## 建築課

### 一、建築手続及地代家賃について

(+) 建築物を新築、曳築、改築、大規模の模様替、修繕等を行う場合は、建築申請手続をされて確認通知を受けなければなりません。その場所々々による建築関係法令上の規定がありますのでその調査、検討及設計についての問合せに応じておりますから、建築課建築係へ御相談下さい。

尙工場設置及電灯供給証明についても取扱つております。

(+) 地代家賃については去る昭和二十五年七月一日以降のものは統制が解除され、同日以前からある住宅についてのみ数回改正がありましたが、その計算方法や詳細については建築課住宅係へ御問合せ下さい。

電話 (97) 五一五七

## 土木課

一、舗装工事について  
区内待望の区道、舗装工事は現在迄四、四二七平方メートル施工しました。

六三制整備事業  
校舎改築事業  
火災校舎復旧事業  
五七教室  
九教室  
三教室

都道の舗装は下郷通り内地内並に霜田橋より日向方面道路の舗装に全力を挙げ実施中であります。

## 二、側溝工事について

側溝工事は区内一〇ヶ所を十一月初旬に着手明年一月中旬に竣工予定であつて、これまで今年度側溝工事の出来高は延長二、五七米であります。

## 三、暗渠工事について

今年度より始めて着手した千早町附近の谷端川暗渠工事は、失業救済事業により実施し、遂次改修を行い明年三月下旬には城西学園前通り鶴下通りの間がひとまず完成しております。

度予算により順次実施されることが約され

## 教育委員会

### 一、学校図書館の建設について

教育豊島の確立はまず学校々々、図書館の完備からとその建設に全力を挙げておる本区においては、昭和三十年度の校舎建設の割当数は次の通りでありますたが、六三制整備事業による五七教室は十五校(小九、中六)に亘り現在全部着工し、本年三月末日には殆ど竣工を見る予定であり、この工事が落成すれば昭和三十年度の二部授業は一應解消されます。尙危険校舎改築事業については当初仰高小学校(一次)の割当

出張所	所在地(電話番号)	管轄区域
第一出張所	(94) 一四九七五	東郷(94) 一四九七五
第二出張所	(97) 〇四三一	駒込(94) 一、二、三、四、五、六丁目、西東京(94) 一、五、六、七、八丁目
第三出張所	(97) 四九七四	池袋(97) 一、二、三、四丁目
第四出張所	(97) 三六三七	西新井(97) 一、二、三丁目
第五出張所	(97) 一七二九	高田本町(97) 一、二、三、四丁目
第六出張所	(95) 五一七〇	高田南町(97) 一、二、三丁目
第七出張所	(95) 五一五九	高田本町(97) 一、二、三丁目
第八出張所	(95) 五一三三	高田本町(97) 一、二、三丁目
第九出張所	(95) 二八二六	高田本町(97) 一、二、三丁目
同臨時分室	(95) 五三六四	高田本町(97) 一、二、三丁目

1、転出入及び住民登録に関する事務
2、転入学及び印鑑証明に関する事務
3、区税の収納及び主食の配給に関する事務
4、埋火薬認許証及び都民薦めの交付に関する事務

5、畜犬登録、没収券の発行に関する事務
6、区政地区委員、同協力員に関する事務
7、保健衛生に関する事務
8、区政の周知徹底に関する事務

尙失業対策事業の一環として実施いたします。P.T.A.関係の協力により、日向小学校校外十七校に亘り着々整備されておりますがなかでも大成小学校の野外ステージは、都内でも珍しいものであります。

又社会教育関係について

1、ナトコ映寫機について

2、紙芝居幻灯フィルムの貸出について

3、婦人会子供会青年会等で希望があれば無料で貸出して居ります。

4、成人教育の為の映画会を一般区民の申込により無料で開催いたします。

5、茶葉道その他レクリエーション団体のこと

6、も取扱つておりますから、これらの相談には社会教育課え

謹賀新年

区政に対する平素の御協力を感謝し貴家の  
御多幸と御健康とをお祈り申上ます

昭和三十一年元日

区長 木村秀崇 助役  
議長 山下虎雄 収入役  
副議長 宮坂忠長 吉田徹雄  
須永正雄

議會	島區長	副財務委員長	文教委員長	副財務委員長	副文教委員長	自治振興委員長
前塚笠荻高高松阿矢古鎗森土河鶴四村的田竹花宮山	總務副委員長	(教育委員)	文教委員長	財務委員長	副文教委員長	自治振興委員長
田越原野野橋石部鳥賀木屋村見海田場村內山坡下	(監查委員)					
常孫間錄伯隆靜博	榮次郎	幸孝	秀民	文安	武豊	忠虎
弘三藏氏即治壽枝文清(厚文)	二郎	剛信	雄男	茂安	三郎	為次
(財商)(自建)	(自建)	(總文)	(總自)	(文財)	(財商)	(厚建)
區議會事務局長	建設副委員長	總務委員長	厚生副委員長	財務副委員長	副總務委員長	副建設副委員長
金崎政隆	商工副委員長	自治振興副委員長	田浦谷元部	吉熊赫秋服田島	佐々木永谷本川	庄治郎(財文)
	建設委員長		太鐵國正	加木山安右衛門	茂勇吉	精一(自建)
			太藏茂言	足雄(財自)	重吉	とし子(厚文)
			雄(自建)	勝太郎(總建)	雄(財商)	みや子(厚延)
			太一	太郎(建總)	吉(財商)	吉(財商)
				一(財商)	雄(總建)	雄(總建)

金栗富保八白後高粕松湯伊島広田多渡長山蟠石三岸小田田古田田山日吉須木  
塚原田坂木取藤橋谷沢口藤田江中田辺町下場川芳野山中中田島村本比田永村  
繁英達正橋英軍增鶴竹貞正敬正美弘一辰昌里恭金正正寛徹正秀  
樹次人雄彬藏一次実助実郎雄碧弘三昇康勤隆光郎男則陸吉藏郎夫二道雄崇

森	長後鳥	員会	川並立 橋 篤	村片井 武 枝	高相佐鳥久吉前津柔内 金	加稻
	藤井	鶴	島木川山藤	田岡山部本	馬田野野川川村原田崎	紫村
幸	富敬		秀輝敏美	文七平り	堅善 茂英亀円喜末政	武源
二	源郎啓		吉郎雄則一	雄郎郎之国	繁郎雄武蔵作一敬菊吉 隆	幸作